

とよた宿割 Q&A 【クーポン事業者向け】

| 番号 | | 質問 | 回答 |
|----|------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 概要 | Go To EATなど他クーポンとの併用はOKでしょうか？ | 支払い時の併用は可能です。 |
| 2 | 概要 | 旅行者は、地域クーポン券をいつ、どこで受け取るのでしょうか。 | 宿泊施設で予約の場合、チェックインする際、フロントスタッフからお渡しいたします。 旅行会社で予約の場合、旅行出発前に旅行会社からお渡しいたします。 |
| 3 | 概要 | 追加募集は行う予定ですか？ | 詳細が決まりましたら、とよた宿割ホームページでご案内いたします。 |
| 4 | 申請関係 | 登録できる事業者はどこですか？ | ① 豊田市内の主に観光客が利用する観光施設、アクティビティ、土産物店、または旅館・ホテルを運営する事業者であり、当該地域クーポン券を使って料金精算ができる者。また、飲食店においては、あいスタの承認を受けている者。スポーツ・体験施設においては、必要な資格を取得し、事故発生時のバックアップ体制として、賠償責任保険・傷害保険の双方に加入している者。 ※土産物店のうち、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターなどの量販店やコンビニエンスストア（とよたびステーションを除く）は対象外とする。 ② 豊田市内に事業所又は営業所がある交通事業者（レンタカー、タクシーのみ）のうち、観光目的での利用に対して当該地域クーポン券を使って料金精算ができる者。 |
| 5 | 申請関係 | 申請後に登録事業者情報の修正はできますか？ | 訂正内容をメール（宛先：yadowari@jtb.com）でお送りください。事務局で修正いたします。少し時間を頂戴する旨ご承知おきください。 |
| 6 | 申請関係 | 事業期間中に加盟店登録を解除したい場合可能か。 | とよた宿割運営事務局（クーポン事業者専用）（0565-85-7892）へご連絡ください。 |
| 7 | 運用関係 | 地域クーポン券はおつりをだせるか。 | おつりは出ません。 おつりが出ないことをあらかじめお客様へ伝え、お会計をお願いします。 |
| 8 | 運用関係 | 地域クーポン券の利用枚数に制限はあるか。 | ご利用枚数に制限はありません。 多数の商品券が持ち込まれた場合、偽造商品券出ないことの確認をお願いします。 |
| 9 | 運用関係 | 利用可能期間はいつか。 | 2023年5月8日（日）～2024年1月31日（水）までの利用が対象となります。 ※予算がなくなり次第終了となります。 |
| 10 | 運用関係 | 地域クーポン券（破れた、汚れた、洗濯した等）を持ってきたらどのようにすればいいか。 | 地域クーポン券の状態について以下のことを確認してください。 ①偽造されたものでないこと ②地域クーポン券の管理番号（券番）が確認できること。 ③券面の面積が3分の2以上あること 以上のことが確認できない場合はご利用いただけません。お受け取りできないことをお客様へお伝えください。 |

| 番号 | | 質問 | 回答 |
|----|------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 | 運用関係 | 換金手続きに請求期限はあるか。 | 2024年2月5日までに規定の封筒にてお送りください。 以降は、換金に応じることができません。 |
| 12 | 運用関係 | 換金手続きをしたが、半券（店舗控え）はいつまで保管が必要か。 | 入金確認が完了するまで保管をお願い致します。 ※入金額に差異があった場合の証明となります。 |
| 13 | 運用関係 | 店舗側で、地域クーポン券を利用できる商品やメニューを限定してもいいか。 | 可能です。 独自の対応をされる場合は、お客様に分かりやすく表示していただきますようお願いいたします。 |
| 14 | 運用関係 | 地域クーポン券専用メニュー・商品をつくってもいいか。 | 可能です。店舗の販売促進になるようご活用ください。 |
| 15 | 運用関係 | スターターキットはいつごろ届くのですか？ | 4月下旬頃に発送予定です。 |
| 16 | 運用関係 | スターターキットが届いたが、足りないもの・追加でほしいものがある場合はどうすればいいか。 | とよた宿割運営事務局（クーポン事業者専用）（0565-85-7892）へご連絡ください。 |
| 17 | 運用関係 | ポスターが追加でほしい。 | とよた宿割ホームページの事業者ページよりダウンロードが可能です。 |
| 18 | 運用関係 | ポスターが破損・劣化したから新しいものが欲しい | 取り換え可能です。ただし、数に限りがあるため対応できない可能性があります。とよた宿割運営事務局までご連絡ください。 |
| 19 | 運用関係 | キャンペーンロゴを利用したい。 | とよた宿割ホームページの事業者ページよりダウンロードが可能です。 |
| 20 | 運用関係 | 使用後のスターターキットは返却が必要ですか。 | 必要ありません。店舗側でご処分・破棄をお願い致します。 |
| 21 | 運用関係 | マニュアルがほしいのですが、どこにありますか。 | とよた宿割ホームページの事業者向けページ内、地域クーポン事業者ページに掲載しております。 |
| 22 | 運用関係 | 加盟店独自で限度額の設定や他クーポンとの併用不可等設定したい。 | 加盟店独自での地域クーポン券の利用上限金額の設定、ポイントとの併用、クレジットカードの利用、他クーポンとの併用等を設定する場合は、あらかじめ利用者が認識できるようにしてください。 |
| 23 | 運用関係 | 加盟店登録に費用は発生しますか？ | 無料です。加盟料、換金センター送付料、換金手数料はかかりません。 |

| 番号 | | 質問 | 回答 |
|----|------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 24 | 運用関係 | ホームページに掲載されている地図の場所が違うので修正してもらいたい | 修正対応を致しますので、とよた宿割運営事務局までご連絡ください。少し時間を頂戴する旨ご承知おきください。 |
| 25 | 運用関係 | ホテル内のルームサービスは地域クーポン券利用の対象になりますか。 | 宿泊施設で登録されている場合、当日追加になったものの費用は地域クーポン券で支払い可能です。 * 例) 追加飲食費用、ルームサービス、冷蔵庫、マッサージなど。 |
| 26 | 運用関係 | 登録していないが、地域クーポン券を受取ってしまった場合はどうしたらよいか。 | 加盟店登録のないお店は、地域クーポン券を受け取っていても精算できません。加盟店登録申請が承認された後に受け取ったクーポンのみ精算対象になります。 |
| 27 | 運用関係 | 地域クーポン券で利用できない物は何ですか？ | 利用できないものの詳細はマニュアルをご確認くださいませ。 |
| 28 | 運用関係 | 事業停止期間中、地域クーポン券を保有している方の利用は可能でしょうか？ | 利用可能期間中（2023年5月8日～2024年1月31日）でしたら可能です。 |
| 29 | 換金関係 | 換金センター送付用（大きい片）を利用者に渡してしまった場合 | 地域クーポン券の換金センター送付用を間違えて利用者へ渡してしまった且つ回収不可能の場合は、いかなる場合も換金対応はできません。※加盟店控え片では換金できません。 |
| 30 | 換金関係 | 換金センター送付用（大きい片）への店舗名記入・押印について | 「消印欄」にチェックをしてください。（消えないボールペンまたは押印でも可） |
| 31 | 換金関係 | 換金手続きに社判は必要か？ | 会社印を含む社判は必要ありません。店舗名記入にゴム印利用する場合のみ必要となります。 |
| 32 | 換金関係 | 換金用封筒と換金用伝票の追加が欲しい | とよた宿割運営事務局（0565-85-7892）へお問合わせください。 |
| 33 | 換金関係 | 換金用封筒と換金用伝票の紛失 | 原則、換金用封筒と換金用伝票の再発行はできません。お困りの際は、とよた宿割運営事務局（0565-85-7892）へお問合わせください。 |
| 34 | 換金関係 | 換金用伝票の修正 | 二重線を引き、換金センター送付用に訂正の押印をしてください。訂正の押印は、記入する担当者様のシャチハタでも可能です。 |
| 35 | 換金関係 | 振込口座の変更がしたい | 以下5点をとよた宿割運営事務局へメールでご連絡ください。 ①店舗名 ②加盟店コード ③変更前の口座情報 ④変更後の口座情報 ⑤変更希望日 ※変更希望日に関してはご希望に沿えない場合もございます。 |

| 番号 | | 質問 | 回答 |
|----|------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 36 | 換金関係 | 振込予定日を過ぎたが、入金の確認ができない | 振込手続きが混雑している場合には、予定日を過ぎる場合があります。 予定日を過ぎても入金確認できない場合は、とよた宿割運営事務局へご連絡ください。 ※振込金額に相違がある場合は入金日から起算して7日以内にとよた宿割運営事務局へご連絡ください。 |
| 37 | 換金関係 | 換金用伝票・封筒の書き方が分からない | 複写式のため2枚面の後ろに下敷きを利用し、黄色い部分へ記入ください。 訂正する場合は、二重線を引き、換金センター送付用に訂正の押印をしてください。（記入する担当者様のシヤチハタ可） 換金用伝票と封筒は再発行できません。書き間違えた場合でも破棄せず、訂正してご利用ください。 |
| 38 | 換金関係 | 換金用伝票の加盟店さま情報はゴム印でも可能？ | 可能です。店舗名・電話番号・住所・担当者がわかるよう押印してください。 また、2枚目の換金センター送付用にも押印を忘れないようご注意ください。換金請求額は消せないボールペンにて記入ください。 |
| 39 | 換金関係 | 振込手数料はどこが負担するのですか？ | 振込手数料は運営事務局側で負担いたします。 |
| 40 | 換金関係 | 毎月ではなく最終的に送ってもいいですか？ | はい、最終的にお送り頂いても問題ございません。 ただし換金回数は9回までとなります。 |
| 41 | 換金関係 | 地域クーポン券が汚損してしまいました。どうしたらいいですか。 | シリアルナンバーなどが判別できない場合はご利用頂けませんので、大切にお取り扱いください。 |
| 42 | 換金関係 | 受け取った地域クーポン券をそのまま仕入れなど市内事業者への支払いに充てたいが可能か。 | 加盟対象施設以外ではご利用できません。 |